

議案第 127 号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和6年11月29日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年伊賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を、「第24条第5項」の次に「及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項」を加え、「同法」を「法」に改める。

第8条第1項第2号中「100分の68.75」を「100分の70」に改める。

第8条の2第1項第2号中「100分の48.75」を「100分の50」に改める。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（休職者の報酬等）

第15条 法第28条第2項又は伊賀市職員の分限に関する条例（平成16年伊賀市条例第42号）の規定により休職にされたパートタイム会計年度任用職員には、報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償を支給しない。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和6年12月1日から施行する。

(令和6年12月の期末手当の特例)

- 2 令和6年12月に支給する期末手当の額を算定する場合におけるこの条例による改正後の伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の報酬条例」という。)第8条第1項第2号の規定の適用については、同号中「100分の70」とあるのは、「100分の71.25」とする。

(令和6年12月の勤勉手当の特例)

- 3 令和6年12月に支給する勤勉手当の総額を算定する場合における改正後の報酬条例第8条の2第1項第2号の規定の適用については、同号中「100分の50」とあるのは、「100分の51.25」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の報酬条例の規定による給与の内払とみなす。

(退職等職員に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日前に退職し、又は死亡した職員への給与の支給については、なお従前の例による。